

平成21年度徳島県公立高等学校等入学者選抜制度改善検討委員会要綱

(目的及び設置)

第1条 徳島県公立高等学校及び徳島県立中学校入学者選抜の改善について総合的な検討を行い、その改善・充実に資するため、徳島県公立高等学校等入学者選抜制度改善検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を研究協議する。

- (1) 公立高等学校等入学者選抜の基本理念に関すること。
- (2) 公立高等学校入学者選抜の選抜方法の改善に関すること。
- (3) 徳島県立中学校入学者選抜の選抜方法の改善に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市町村教育委員会関係者
- (3) 小中高等学校関係者
- (4) P T A関係者
- (5) 小中高等学校評議員関係者
- (6) 一般公募者
- (7) 教職員代表者
- (8) 教育委員会事務局関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会は、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は委員の互選によって定める。

3 委員長は会務を総理し、委員会の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集し、会議を主宰する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことはできない。

3 委員会は、必要に応じて教育委員会事務局職員等の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 委員会から指示された事項について、専門的な調査研究を行うため、必要に応じてワーキンググループを置く。

2 前項に定めるワーキンググループの構成員は、委員長が委嘱する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局学校政策課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。